平成２１年（フ）第１１３号
岩手県一関市大東町中川字久保田72番地
債務者　及川　一江
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１０２号
茨城県北茨城市磯原町磯原1716番地１、住民票上の住所茨城県北茨城市磯原町磯原1716番地　しずかアパート
債務者　杉原　　清
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３３９号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目138番地吉田アパート２号室
債務者　長屋もと子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６８６号
北九州市小倉北区須賀町３番９―301号
債務者　林　久美子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７２号
福岡県遠賀郡芦屋町高浜町23番55号
債務者　吉田　義之
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９３２号
宮城県黒川郡富谷町日吉台１丁目２番地16
債務者　吉田　良一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９３３号
宮城県黒川郡富谷町日吉台１丁目２番地16
債務者　吉田　信子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９３５号
仙台市太白区大野田字袋前21番地　グランドール21―201
債務者　長沼　　睦
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５０号
仙台市宮城野区鶴ヶ谷東２丁目30番24号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５１号
宮城県宮城郡松島町磯崎字光陽台３番地　光陽ハイツ３棟３号室
債務者　大沼　節子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
宮城県大崎市岩出山字下川原町130番地３白菊荘第２―502号、従前の住所宮城県大崎市古川李埣１丁目12番66号　ホワイトヴィラ古川102号
債務者　近藤　　純
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８８３号
愛知県豊明市二村台７丁目14番地16
債務者　村瀬　賢記
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４２号
滋賀県東近江市五個荘山本町181番地５、住民票上の住所滋賀県東近江市五個荘山本町273番地
債務者　河村　末男
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１６４号
滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑338番地３
債務者　藤井　功三
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７７８号
神戸市中央区吾妻通１丁目２番23―1001号
債務者　中村こと　金　　美淑
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３８号
兵庫県三木市芝町１番20号
債務者　横山美代子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５７号
神戸市北区唐櫃台２丁目30番404号
債務者　有田　治美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部